

大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、
 農林水産大臣、通商産業大臣、
 運輸大臣、労働大臣、建設大臣、
 自治大臣、行政管理庁長官、

殿(各通)

日本学術会議会長 伏見康治

(写送付先：(社)日本産業衛生学会理事長、(財)労働衛生
研修所長)

労働衛生の効果的推進について(要望)

標記について、日本学術会議第80回総会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

記

近年の目覚ましい技術革新に伴い、生産性の向上がみられていることは疑いをいれない。一方作業形態の複雑化、多様化の現況下にあって、労働者の衛生の実態をみると、そこに幾多のゆがみが現れないと認められる。ことに近い将来、勤労者の高年化を控え、この問題は今後ますます深刻度を増すと考えなければならない。

ところで、生産の基盤は、人間の労働の中にある。したがって、労働者の資質と能力が生産手段としての施設や機械と調和しない限り、勤労者の健康は破綻するを免れず、その結果として産業の発展を真に期待することはできない。それゆえ、技術の進歩があれば、それに相応する衛生の考究と対策の充実が不可欠なことは論をまたない。これに対し、事業所はそれぞれ腐心し、着着成果をあげているところであるが、企業の大小により必ずしも全体として均衡がとれているとは言いたい。

したがって、人間の生命と基本的人権を尊重する立場から、労働者の健康の維持・増進を図りつつ、労働を円滑にし、能力をいかんなく發揮させるために、作業環境条件の保全を含め、労働に関する生命科学を軸とした関連科学の協同作業を計画的に推進しなければならない。

このような目的を達するためには、多彩な産業現場から問題の素材を抽出し、労働者の健康実態を正確に把握する疫学調査がなされるべきである。また、事業所で労働衛生に携わる関係者の不断の教育・研修が必要であろう。かくして、労働者が自らの健康を管理する自覚が可能になり、職業病を含め疾病の予防を具体化することができる。

よって政府におかれでは、さきに制定された労働安全衛生法及び関連法規の基本精神に基づき、その主旨を具現するため、とりあえず労働衛生関係者等のための研究・研修に関するセンター創設等の施策を推進されるよう強く要望する。

説明

現在我が国の雇用労働者は約3,800万人で、国民全体の3分の1にあたる。その74%は、労働者数500人未満のいわゆる中小企業、また、全体の40%は労働者数30人未満の零細企業で勤労に従事している。しかもこれら労働者は、欧米諸国に較べ4倍の速度で高年化が進行しつつある。

このような事情の下で、職業災害を含め労働者の疾病予防、健康の保持・増進は、単に国民保

健の問題としてばかりでなく、我が国将来の発展に關係する重要な課題である。

さて、労働者の保健に從事する直接関係者としては、産業医、保健婦のほか、衛生管理者、労働衛生コンサルタント、さらに環境側で深いかかわりをもつ作業環境測定士などがあろう。これらの人々を再教育するための研修センターの創設は、時代の急務である。このようなセンターの機能を有効に發揮させるためには、ここで教育や研修をするばかりでなく、現場に直結した現実的課題をとらえるための情報収集、調査研究の施設が含まれなければならない。

また、各都道府県労働基準局の指定試験機関、講習機関、あるいは労働衛生コンサルタント、作業環境測定士のための講習機関に対しても、時代に即応した適切な指導要領が適宜示されるべきであり、その素材のための調査・研究等も、このセンターで行われる必要がある。

以上のような主旨で、効果的労働衛生を推進するため、労働衛生関係者等に対する研究・研修センターの創設を要望する次第である。

11-38

総学庶第1539号 昭和55年11月10日

大蔵大臣
文部大臣

日本学術會議会長 伏見康治

写送付先：自治大臣、国立大学協会会長、公立大学協会会長、日本私立大学連盟会長、日本私立大学協会会長、私立大学懇話会会长、国立短期大学協会会長、全国公立短期大学協会会長、日本私立短期大学協会会長、私立大学振興政策委員会委員長

大学における経常的研究費の増額について（要望）

標記について、日本学術會議第80回総会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

記

我が国の科学研究において、国公私立大学における研究活動の占める役割は極めて大きい。大学における経常的研究費（国立大学における教官当積算校費その他の校費から支出される研究費及び教官研究旅費。公私立大学においてはこれらに準ずる経費。）はその研究活動の基盤を支えるものである。また経常的研究費は、特定の研究課題に対して交付される研究費に較べてその使途が比較的自由であるため、その効率的な運用を図ることにより、今後とも独創的な研究の芽を育てる上で大きな役割を果たすことが期待される。

それにもかかわらず、大学における経常的研究費の最近の増加の割合は、物価上昇をかなり下回るものであった。国立大学における実験講座の教官当積算校費単価を例にとると、昭和55年度の単価は昭和45年度のそれに比して171%であるが、その間の卸売物価指数は209%，消費者物価指数は230%の上昇を示し、上記単価の増加率を大きく上回っている（資料1参照）。このような実態を反映して、大学関係者からの経常的研究費の増額の要望は最近ますます切実なものとなっている。